

2009年9月17日

川崎市川崎区 小田栄町、小田3丁目、
小田5・6丁目、小田7丁目、京町、
姥が森、渡田の住民有志 各位様

日本共産党川崎市議会議員団
団長 竹間

良好な住環境を守り、県民の財産を有効に活かそうと、長きにわたり取り組まれている皆様の活動に対して、心から敬意と感謝を申し上げます。

先日承りましたご質問に対して、以下のようにお答えいたします。

(質問①回答) わが党としても、アスベスト新法制定の国会審議の際、その不十分さから修正提案をいたしました。アスベスト公害は、複合型ストック(蓄積)災害と言われているように、製造から、解体、廃棄に伴う被害が、労働者やその家族にと広範囲にわたり、さらに、蓄積した有毒物質によって、10年後20年後に被害が発生するといわれています。目に見えない被害が確実に広がりつつある現状と、今後の健康被害の深刻さからすれば、現時点におけるアスベスト対策が極めて不十分であると痛感しております。

この間、皆様方の取り組みを通して、アスベスト対策について、健康被害に対する危険性が指摘されていながら、いまだにアスベスト飛散による被害が後を絶ちません。また、現行法では、届け出、分析、住民への説明が事業者任せになっており、届け出せず解体が行われることが危惧されるなど、極めて不十分であると考えています。

現在、建設労働者の皆さんを中心に、アスベストによる健康被害について、国家賠償請求訴訟も行われており、今回の南高校の事例を踏まえて、改めて、わが党としても、アスベスト公害防止対策の位置づけを高め、アスベスト対策の強化を行政に求めていきたいと思います。

(質問②回答) わが党として、南高校の利活用とは別に、神奈川県に対し、アスベストの危険性から解体工事に対する十分な説明を行い、アスベストの十分な調査と公表、アスベスト除去に対する対応について、説明会の開催を含め、繰り返し求めてきました。しかし、説明責任を果たさぬまま、工事を続けております。

また、解体工事についても、現地を確認し、杜撰な工事の実態を目の当たりにし、県議団を通じて、抗議してきたところです。

川崎市に対しては、住民の不安を解消するため、安全性についてどのように確認して切るのか。事業者に対して、川崎市として厳しく指導するように求めてきました。

しかし、市は、これまで、届け出後の大防法に基づく飛散調査5回、住民の通報後1回

の飛散調査を行った。6回の調査で、基準を超えるアスベストは検出されないから大丈夫であるとし、住民からの要望は、県に伝えるということですが、到底納得できるものではありません。

この間の経過を踏まえると、周辺にアスベストを含んだ粉塵が飛散していないという明確な確信を得ておりませんので、あたらためて、明確な確信を得られるための調査が必要と考えています。

(質問③回答) その通りと思います。

(質問④回答) ぜひ、可能であれば、調査したいと思います。

(質問⑤回答) わが党としても、必要と考えています。

(質問⑥回答) 本来、国が使用を認めてきた責任を踏まえ、使用禁止の徹底と、飛散防止についても明確な基準を国が定めるべきですが、現行では、事業者が届け出を行わなければ、無断で解体してもわからない実態になっています。

こうした現状の中、全国の自治体でも、独自に立ち入り調査を強化し、告発を行うなど、独自に対策を強化している実態も伺っています。

住民の命と健康を守る観点から、条例制定を含め、新たなルール作りは必要と考えます。その際、アスベスト建材が、私たちの想像する以上に使われている実態を考えると、戸建て住宅や町工場などの解体については、助成制度を創設して、実態に合った支援制度も合わせて検討する必要があると思います。

(質問⑦回答) 川崎市が、積極的な調査と、安全に対する明確な説明を行わない以上、市民の皆さんのお不安を解消するためにも、独自にでも調査が必要と考えています。

その際、周辺住民にも確認できるような調査方法を検討する必要があると思います。

以上回答いたします。